

県立中央病院の運営とあり方についての検討会 経過報告書 概要

公的病院としての中央病院のあり方と健全な経営運営について精査判断するため、病院事業管理者が有識者から意見を聞く場として、平成18年8月23日に第1回の検討会(議長：前筑波大学医学部附属病院長 山口巖先生)を開催し、以降4回にわたり検討し、その検討内容を中間取りまとめし報告する。

1. 中央病院の中心となる診療機能

専門医の連携による高度総合診療の充実

唯一の県立総合病院として、必要な診療科を揃え各科が調和の取れた診療を実施できる高度総合診療機能を備え、複数の合併症を持つ症例が増加していることから、各専門医が連携してより高いレベルの治療に当たれるような体制を充実する。

がん診療連携拠点病院としての機能

がん診療における最新の診断・治療を県民に提供していくため、医療スタッフを確保し手術治療・化学療法・放射線治療・緩和医療等の診療体制を充実させ、がん予防・診断及び治療等の向上に努める。

救急医療の充実

年々増加する救急患者に対応するため、救急室の拡充や集中治療室の整備等を行い、地域医療機関と連携し、重症救急患者にも対応できる体制強化が必要である。また、一般救急と精神科救急の連携体制についても強化する必要がある。

循環器・脳血管疾患の診療機能

茨城県においては循環器・脳血管疾患の死亡率が全国に比して高く、その予防・診断及び治療まで総合的な診療体制の必要性について十分に検討するべきである。

産科、小児科の診療機能

バランスのとれた、さらには教育研修施設としての観点からも、総合病院にふさわしい規模での産科・小児科の診療体制を構築することはきわめて重要な課題であり、時間をかけつつ出来るだけ早期にその実現を目指す必要がある。

充実した卒後臨床研修受け入れ体制

将来県内の医療機関に定着し、医療水準の向上に貢献するための優れた医療人材の育成に協力し、臨床研修医やがんレジデント等の確保のため、他医療機関と連携した研修プログラムを整備していく必要がある。

その他県立病院として担うべき役割として、地域における医療連携、診療情報の発信、感染症対策、へき地保健医療、災害・緊急被ばく医療などが挙げられる。

2. 中央病院の健全財政のあり方

経営改善を一層推進するため 医療スタッフを確保し診療体制を充実させ診療単価を上げていくことなどにより収益の向上を図り、あわせて診療材料等の見直しを図るなど費用の削減策を実施していくことが必要である。また、効率的な人員配置の適正化にもさらに努め、さらに職員の意欲を向上させるための成果主義を給与に反映する仕組みの検討も重要である。